

401k年金の動向とシステムの方向性について

～ WEBを中心とした投資教育サポート方法の考察 ～

IT研究会 第7グループ

<担当委員>

原嶋 努 (ニッセイ情報テクノロジー)

山崎 武晴 (三菱UFJ信託銀行)

<メンバー>

亀山 貴之 (ニッセイ情報テクノロジー)

野村 悟朗 (日本レコード・キーピング・ネットワーク)

林田 一男 (損保ジャパンDC証券)

若尾 俊文 (りそな銀行)

並木 敏真 (日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー)

南雲 博 (ジャパン・ペンション・ナビゲーター)

三井 努 (野村年金サポート&サービス)

大久保 武 (第一生命情報システム)

<目次>

はじめに

第I章 確定拠出年金の概要

第II章 投資教育の現状及び問題点

第III章 解決策の検討

第IV章 まとめ

付録 韓国DC調査報告

おわりに

はじめに

確定拠出年金は2001年に制度が発足し、8年が経過した。現在までの間に加入者数・受託者数とも増加し、今後も2012年3月に適格退職年金の廃止等のイベントに伴って更なる増加が見込まれる。また、マッチング拠出等新たな制度改正も見込まれている状況である。

このような状況の中、運用関連業務・記録関連業務を担う立場にいる我々研究メンバーは、現状分析を行いながら、その中で加入者向けの投資教育サポートに着眼し、加入者の立場に立った解決策に関しWEBを中心とした観点から検討することとした。

また、本論文における提言をまとめるにあたり、海外の確定拠出年金制度にて用いられている投資教育に関するシステムの方策で、日本においても参考できるものはないかという視点での検討も実施し、韓国確定拠出年金の現地調査を行った。この調査状況について付録としてまとめた。

<おことわり>

表題にある「401k年金」とは「確定拠出年金」のことを指す。米国には内国歳入法401条(k)項に基づく同様の制度があり、わが国はそれを参考にしたため「日本版401k」と呼ぶことも多く、タイトルはそれがもとになっている。本文においても「確定拠出年金」及び「確定給付年金」の用語を別称で記載している箇所があるため、それを以下に記しておく。

- ・「確定拠出年金」を指す用語 : 401k、DC (Defined Contribution Plan の略称)
- ・「確定給付年金」を指す用語 : DB (Defined Benefit Plan の略称)

第 I 章 確定拠出年金の概要

本章では、確定拠出年金の概要について述べると同時に、同じく企業年金にあたる確定給付年金、厚生年金基金、適格退職年金との比較をしていく。

1. 確定拠出年金を取り巻く環境

確定拠出年金は2001年10月に発足した制度である。これまで、下記に一部示すように加入者数の増加に合わせて多くの制度改正が行われてきた。現在もより一層の制度充実に向けた検討がすすんでいる。

- ・ 2001年10月 確定拠出年金制度創設
- ・ 2002年04月 確定給付年金からの資産移換追加
- ・ 2004年10月 拠出限度額の引き上げ
移換限度額の撤廃
企業年金の資格喪失情報提供の義務化 — ①
- ・ 2005年10月 中途脱退要件の緩和
ポータビリティの拡充
事業主による説明の義務化 — ②
投資教育の拡充 — ③

※改正内容詳細

①加入者等が企業年金等の加入者資格を喪失した場合について、資格喪失年月日の記録関連運営管理機関への報告を事業主に義務付けた。

②事業主に対して、次の説明義務を課した。

－新規加入者に対して、他の企業年金からの資産移換の説明をすること。

－資格喪失者に対して、他の確定拠出年金への資産移換の説明をすること。

③事業主の努力義務である投資教育に関して、その計画的な実施や配慮すべき事項、継続教育の実施に関する事項が、法的解釈通達に明示された。

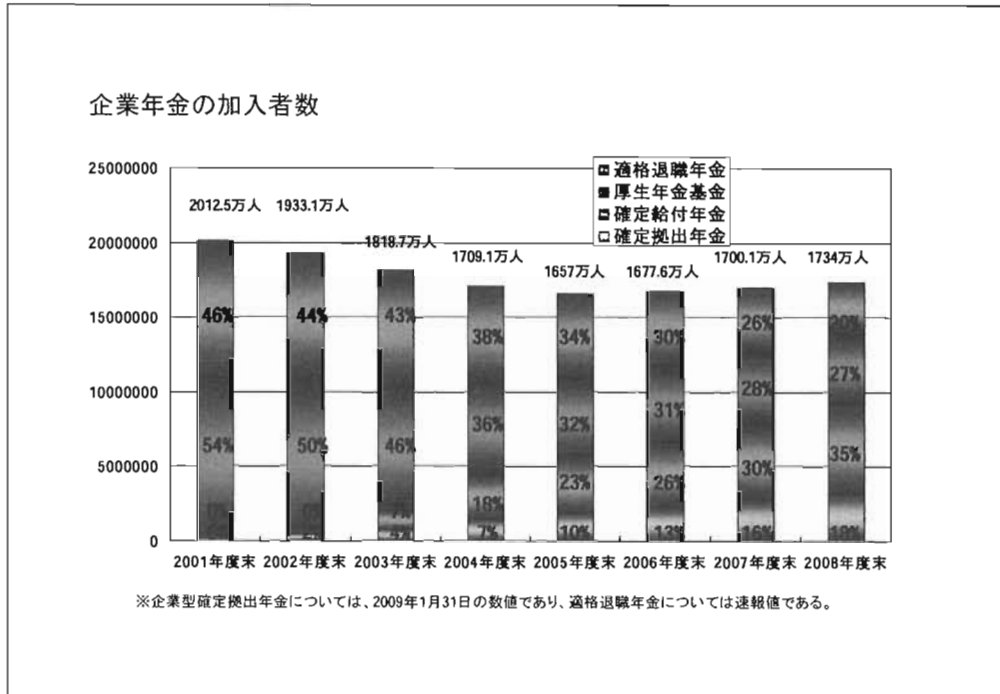
①、②、③のように、今回の研究テーマにも関連する「情報提供」や「教育」に関する制度改正がこれまでも行われてきているといえる。

2. 確定拠出年金と他企業年金の制度比較

(1) 加入者数の比較

企業年金の加入者数について、厚生労働省資料「退職給付ビッグバン研究会資料2009.8「企業年金体系の変貌と法制上の課題」」を参照し、確認した。確定拠出年金の加入者数は2003年に100万人を、2008年には300万人を突破し、現在もなお増加傾向にある。この加入者数を確定給付年金、厚生年金基金、適格退職年金と比較してみると、2008年度末には全体の18%を占めるまでに至っており、従来から存在する厚生年金基金や適格退職年金から比較的新しい確定拠出年金、確定給付年金(2002年制度施行)へ加入者が移行している傾向にある。(【図表I-1】)

【図表 I - 1】企業年金の加入者数



【厚生労働省資料「退職給付ビッグバン研究会資料2009」8「企業年金体系の変貌と法制上の課題」】

(2) 確定拠出型と確定給付型の比較

確定拠出年金が厚生年金基金、確定給付年金、適格退職年金と大きく異なる点は「確定拠出型」であることにあたる。「確定拠出型」の制度は、運用リスクを加入者が負う、すなわち加入者が受け取る年金額は加入者の運用実績により変動することになる。

このため、従来の「確定給付型」と比較して「確定拠出型」は加入者自身が自己責任で運用を行う必要があるといえる。(【図表 I - 2】)

【図表 I - 2】確定拠出型と確定給付型の比較

確定拠出型と確定給付型の比較

	確定拠出型	確定給付型
主な制度	確定拠出年金	厚生年金基金 確定給付年金 適格退職年金
運用指図	加入者本人が運用指図を行い 運用リスクは加入者が負う	企業等が一括して運用指図を行い 運用リスクは企業等が負う
給付	年金額は運用実績により変動	企業等が将来の年金額を約束

確定拠出型では加入者自身が自己責任で運用を行う必要がある。

3. プレーヤー関連図

ここでは確定拠出年金に関連するプレーヤーを明示する。

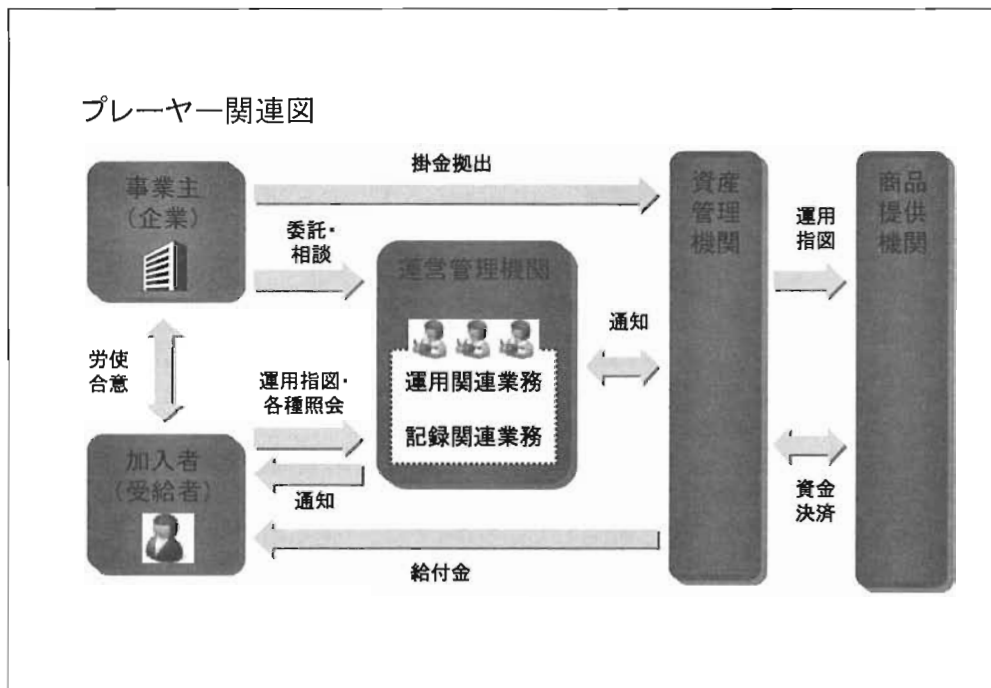
加入者と応対のある機関としては、事業主の他に運営管理機関、資産管理機関がある。それぞれの機関の役割を明記すると次の通りである。

- ・ 運営管理機関：加入者の手続きの窓口となる機関。運用関連業務と記録関連業務がある。
前者は、運用商品の選定・提示、運用商品の情報提供を担う。
後者は、個人別管理資産の記録、運用指図とりまとめ、給付裁定業務を担う。
- ・ 資産管理機関：年金資産を保全する機関。
- ・ 商品提供機関：確定拠出年金制度専用定期預金、投資信託商品など運用商品の提供を担う機関。

上記を含め、関連図としてまとめておく。（【図表 I - 3】）

ただし、この図は事業主が導入する企業型の例であり、個人が任意で加入する個人型では関連が異なる。

【図表 I - 3】 確定拠出年金プレーヤー関連図



第Ⅱ章 投資教育の現状及び問題点

本章では、投資教育と加入者の関係を、投資教育に関する各種調査やその根拠となる法令などから確認することによって、投資教育の現状及び問題点を明らかにしていく。

1. 自己責任と投資教育

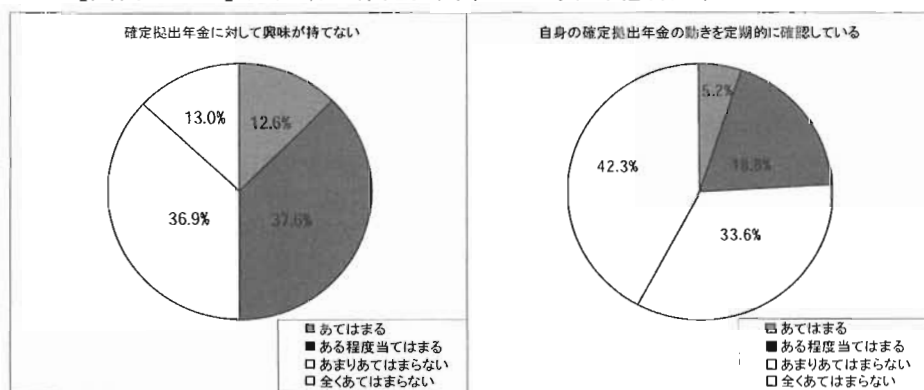
確定拠出年金は加入者が自らの判断で自身の年金資産を運用する制度であり、運用の巧拙により将来の受取金額、すなわち老後の生活資金の原資の多寡に影響が出ることが予想される。

そのため、加入者が自身の運用状態に関心を持つことは極めて重要であり、この制度の根幹をなす部分であると考えられる。

では、実際の加入者の確定拠出年金に対する意識はどうであろうか。調査結果から見ていく。

（【図表Ⅱ－１】）

【図表Ⅱ－１】 加入者の確定拠出年金に対する意識や関心について



【NPO 法人確定拠出年金教育協会 確定拠出年金加入者の投資運用実態調査（2008年5月）】

上図左表では、「確定拠出年金に対する興味関心が持てない」との質問に対して、「あてはまる」と「ある程度あてはまる」を合わせて49.8%となっており、約半数は関心が低い結果となっている。

上図右表の「自身の運用状況を定期的に確認しているか」では、「全くあてはまらない」と「あまりあてはまらない」が75.4%と、多くの加入者は運用状況を認識していない。

確定拠出年金は自己責任による運用であり、その結果は加入者自身が引き受けることは、加入者自身も理解している前提にも関わらず、制度に対する関心は低い。

一方、事業主にも加入者が適切な運用判断を行うための情報提供や環境を整えることが求められている。運用判断をするにあたって、一般的に必要なだと考えられる知識、経験には、確定拠出年金を含む年金制度の仕組み、運用に関する基礎的な知識、運用商品の特徴や仕組み、具体的な投資行動を行うためのWEBサービスの利用方法などが挙げられる。これらの知識や経験は多くの運用経験の乏しい加入者が自ら習得、経験することは困難との考えから、事業主は投資教育、すなわち「加入者が必要とする情報を様々な形式で提供すること」を法令上求められている。

言い換えれば、加入者の自己責任の前提には事業主に課せられた責務が存在するのである。

2. 投資教育の定義

投資教育の必要性については、自己責任との関係から概略を述べたが、ここではさらに法令等を参照し、その位置づけを見ていく。

確定拠出年金は自己責任での運用であるが、加入者である従業員が退職するまでの間、事業主は投資教育の責務を負うことは前述した。では、具体的にはどのような内容で行われるのかを見ていく。

（【図表Ⅱ－２】）

【図表Ⅱ－２】投資教育の内容と実施時期

時期	加入時	加入後
教育	導入時教育	継続教育
レベル感	基礎的な内容が中心	実践的な内容が中心

▼

もっぱら加入者の利益のために計画的に行う必要がある

まず、実施時期と投資教育内容であるが、加入時に行われる導入時教育は、制度の目的や仕組み、公的年金との関係、ライフプランニング、アセットアロケーション、具体的な運用商品の説明等、基礎知識の習得を重点的に実施する。ライフプランニングを理解することを通して、運用方針を意思決定していく考え方が重要である。

一方、加入後に行われる継続教育は、運用商品や運用状況の情報の見方、運用実績評価の理解、WEBやコールセンターなど加入者向けサービスの活用方法など、より実践的な内容を含んだ情報を提供することが含まれる。加入者の知識、経験レベルに合わせた内容を検討することも有用である。また、今後制度の成熟に伴い、定年退職時点の教育も重要になると考えられる。リタイアメントプランニングが中心となるが、現役従業員とは異なり、WEBやコールセンターの活用や個別運用相談などのコミュニケーション体制の整備の拡充が求められよう。

では、投資教育は法令上どのように位置づけられ、どのように規定されているのか。投資教育について触れている法令を見ていく。（【図表Ⅱ－３】）

【図表Ⅱ－３】投資教育と法令①

<p>法第22条 ●実施主体:事業主(企業) ●位置づけ:事業主の責務 ●遂行水準:努力義務</p>
<p>ガイドラインの策定 ●「投資教育」定義の明確化 ●「事業主の努力義務」実効性の担保</p> <p>基本的な考え方 ・加入時及び加入後の投資教育の計画的な実施 ・情報提供の内容及びその方法 等 なお2005年改正時に「継続教育」のあり方について指針を追加。</p>

【図表Ⅱ－４】投資教育と法令②

<p>法第43条 事業主の責任 事業主はもっぱら加入者等利益のみを考慮して業務を遂行することが求められる。(忠実義務)</p>
<p>法第99条 運営管理機関の責任 運営管理機関は運営・事務管理を企業から受託する場合、運営管理機関として義務を忠実に遂行することが求められる。</p> <p>●期待される役割 ・事業主が受託者責任を遂行できるよう支援する。 ・継続教育の推奨、実行サポート 等。</p>

まず、確定拠出年金法（以下「法」）第22条でその内容を大きく定めている。実施主体は事業主であり、またその実施は事業主の責務で行うと明確に規定している。このことは投資教育の実施プロセスにおいて、事業主が重要な役割を果たすことを求められることを意味している。ただし、投資教育の実施そのものについては、実施を必須とせず、努力義務に留められていることに注意する必要がある。

実際の制度運営を行って行く中でこの法第22条に関する議論が起これ、投資教育の定義の明確化及び事業主の努力義務の実行性の強化が求められた。そのため、厚生労働省はより具体的な指針として、2001年8月に「投資教育に関するガイドライン」を策定し、公表した。

そこには「投資教育」に関する指針として、「基本的な考え方」、「加入時及び加入後の投資教育の計画的な実施」また「情報提供の内容及びその方法」等が明示された。

さらに2005年改正時に「継続教育」のあり方について指針が追加され、確定拠出年金における投資教育の重要性は制度の拡大とともに増してきている。

続いて、事業主の投資教育における法令上の位置づけを見てみたい。

制度の運営について、事業主は加入者である従業員の利益だけを考慮して業務を遂行することが求められている。（【図表Ⅱ－４】）

ここで述べられている業務遂行の水準はどのようなものなのか。一般的な解釈として、加入者の状況に応じてどのような行動を行ったかが問われるプロセスの責任はあるが、その結果については責任を負わないとさ

れている。

また、運営管理機関も事業主同様に忠実義務が謳われている。加えて、確定拠出年金の専門機関として、事業主が受託者責任を果たせるように支援するだけでなく、継続教育の推奨、サポートといったより積極的な関わりも今後は期待されている。

最後に、改定されたガイドラインにおいて継続教育がどのように位置づけられたか、簡単に触れておく。導入後の継続教育は、「①基本的な事項が習得できていない者に対する再教育を行うこと」「②制度に対して関心が薄い者に対する関心の喚起を行うこと」が目的とされている。制度や運用を十分理解していない、または関心が薄い加入者が存在することは、運用結果が受取金額に反映する仕組みである確定拠出年金において、十分な年金資産を得ることができないといった深刻な事態を招く可能性がある。

運用の巧拙が将来の受取金額に大きな影響があり、確定拠出年金制度の根幹をなす自己責任の考え方に立つものであることについては繰り返し述べてきたが、改定されたガイドラインでは自己責任の前提となる投資教育、継続教育の内容をより具体的に示すことによって、実施主体である事業主の責務をより明確にし、積極的な取り組みを迫っているといえる。

3. 投資教育の内容

「投資教育がどのように行われているか」、「加入者は投資や運用に対してどのように向かい合っているか」といった実態面をアンケート結果から見ていく。（【図表Ⅱ－5】）

【図表Ⅱ－5】継続教育の実施主体

実施状況	件数	率
事業主が中心になって実施した	102	28.9
もっぱら運営管理機関が実施した	72	20.4
事業主と運営管理機関で協力して実施した	177	50.1
外部投資教育会社が実施した	10	2.8

運営が関わる
ケースが
70.5%

【企業年金連合会：2007年度 確定拠出年金に関する実態調査（第2回）報告書】

継続教育を行う実施主体は、「もっぱら運営管理機関が実施した」20.4%、「事業主と運営管理機関で協力して実施した」50.1%と、「事業主が中心となって実施した」28.9%を大きく上回っており、多くの事業主は運営管理機関の協力を得て継続教育を実施している。これは、一般事業会社が単独では継続教育のノウハウを持つことが困難であること、また、制度導入時に関わった運営管理機関が継続的に事業主をサポートする現状を考えると、事業主が継続教育について相談をする相手は、事業主の運営状況を最も知りえる運営管理機関となり、運営管理機関も適切な継続教育を提案することが容易であること、等が理由である。

投資教育の支援体制はどうであろうか。投資教育は様々なかたちで、加入者に適した必要な情報を提供することが重要であると考え、運営管理機関による適切な投資教育支援体制は効果的な投資教育を実現するために果たす役割は大きいと言える。ここでは運営管理機関から加入者に直接提供される各種サービスに限定して見ていく。なお、この調査結果は本研究グループメンバー所属企業・関連の運営管理機関からヒアリングを基に作成した。

その結果、運営管理機関による投資教育支援は、①セミナー、②コールセンター、③WEBサービス、④冊子、CD-ROM、DVD等に大別された。また、各機関の支援レベルに大きな違いはないと推測する。

具体的なWEBサービスコンテンツとしては、「DC制度、投資、運用商品の基礎知識」といった確定拠出年金に関する基本的な情報、「将来受取金額、生涯収支試算、ライフイベント年表、推奨モデルポートフォリオ等のシミュレーション」といった運用予測、「基準価額、チャート等の情報を加えた運用商品ラインアップ等」など商品に関する情報などが共通する内容として提供されている。

4. 投資教育の実施状況

投資教育の実施頻度、対象者、および投資教育実施に活用する媒体（手法）を実態調査から見ていく。まず、継続教育実施状況と継続教育受講対象者の調査結果は下記の通りである。（【図表Ⅱ－6】）（【図表Ⅱ－7】）

【図表Ⅱ－6】継続教育実施状況

継続教育実施状況	件数	率(%)
実施していない	303	43.0
現在計画中である	114	16.2
すでに実施済みである	186	26.4
すでに複数回実施済みである	102	14.5

【企業年金連合会：2007年度 確定拠出年金に関する実態調査（第2回）報告書】

【図表Ⅱ－7】継続教育受講対象者

継続教育受講対象者	件数	率(%)
希望者のみで実施	124	36.6
全員対象で実施	190	56.0
両方	25	7.4

【企業年金連合会：2007年度 確定拠出年金に関する実態調査（第2回）報告書】

継続教育実施状況については、「すでに実施済み」および「すでに複数回実施済み」を合わせた継続教育実施率は40.9%と5割を満たない状況であり、投資教育の計画的な実施が浸透していないことが窺える。これは、運営管理機関の協力を得て投資教育を行う場合コストがかかること、事業主担当者が他業務で多忙であること、事業主が単独で投資教育を実施する場合そのノウハウが不足していること、などが原因であると推測する。

継続教育受講対象者については、「希望者のみで実施」が36.6%である一方、「全員対象で実施」および「（全員対象の場合と希望者のみを対象とする場合の）両方」が63.4%と過半数を占めている。投資教育を一部のみではなく全員に実施することが、事業主の責務との考えであること、また集合研修を希望者のみでの実施となると人数が集まりにくい実態から、このような結果が導かれるものと推測する。

次に継続教育実施媒体（手法）である。（【図表Ⅱ－8】）

【図表Ⅱ－8】継続教育実施媒体（手法）

継続教育実施媒体(手法)	件数	率(%)
集合研修	252	72.4
臨時発行物(書籍やハンドブック等)	129	37.1
ビデオ研修	76	21.8
定期発行物(社内報や社内メール等)	122	35.1
個別回答体制(コールセンターやメール等)	64	18.4
IT研修(CD-ROMやeラーニング等)	38	10.9
その他	12	3.4

※複数回答
【企業年金連合会：2007年度 確定拠出年金に関する実態調査（第2回）報告書】

継続教育実施媒体（手法）は「集合研修」72.4%、「臨時発行物」37.1%、「定期発行物」35.1%、「ビデオ研修」21.1%、「個別回答体制（コールセンター、メール等）」18.4%、「IT研修（CD-ROMやeラーニング等）」10.9%と多岐にわたるが、これは「3. 投資教育の内容」にて前述のとおり、運営管理機関がセミナー、コールセンター、WEBサービス、冊子、CD-ROM、DVD等により、支援していることが大きい。特に、コールセンターやメールでの個別回答、およびIT研修については、ノウハウやシステム構築コストの面から事業主独自での実施には限界があり、運営管理機関が保有するシステム基盤（コールセンターやWEB・メールでの個別回答）にてサービスを委託したり、ITツール（CD-ROMやeラーニング等）を購入する方法をとっている。

5. 加入者の実態

次の投資教育を受ける側である加入者の実態について見ていく。

「確定拠出年金教育協会調査（2008年11月～2009年2月調査）」によると、社内教育の満足度は、「非常に満足」および「満足」を合わせて28.8%と低い水準である結果が出ている。これは投資教育の実施頻度が少ないこと、あるいは加入者が求める投資教育のレベルに達していないことが理由であると推測する。続いて、「企業年金連合会：2007年度確定拠出年金に関する実態調査（第2回）報告書」によると、HPなどのサービス利用状況については、「全く利用していない」が76.3%となっている。運営管理機関による、様々なWEBサービスコンテンツの提供および継続教育支援の実施にかかわらず、運用状況の確認や運用指図をほとんど行っていないといったDCに無関心である加入者が多く存在することが窺える。

次に会社からの情報提供で希望するものである。（【図表Ⅱ－9】）

【図表Ⅱ－9】会社からの情報提供で希望するもの

会社からの情報提供で希望するもの	件数	率(%)
投資のテクニックや考え方	1508	55.7
各運用商品の詳しい説明	985	36.4
制度そのものの仕組み	983	36.3
社員の平均的な運用状況	928	34.3
景気や経済指標の見方	897	33.1
ホームページ等の利用方法	599	22.1

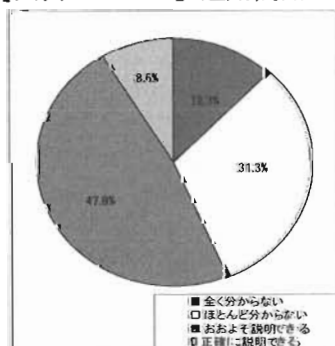
【企業年金連合会：2007年度 確定拠出年金に関する実態調査（第2回）報告書】

会社からの情報提供で最も希望するものとしては「投資のテクニックや考え方」55.7%である。他にも「各運用商品の詳しい説明」36.4%、「社員の平均的な運用状況」34.3%、「景気や経済指標の見方」33.1%というように、投資関連の情報を希望しているのが分かる。

一方、「401k教育協会：退職後の生活設計認識（2009.5調査）」によると、退職後の生活設計に関する勤務先企業からのサポート提供状況は、不十分と感じている割合が95.9%とほとんどを占めている結果がある。この結果からは、投資のテクニックや考え方の情報提供を求めるものの、それらが十分でない実態が明らかである。

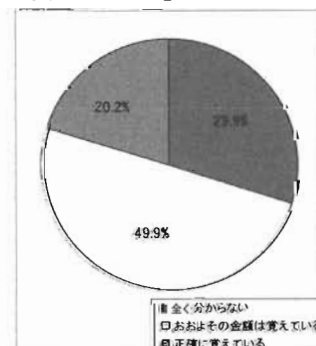
運用商品の理解と毎月の掛金額の理解については、次の結果となっている。（【図表Ⅱ－10】）（【図表Ⅱ－11】）

【図表Ⅱ－10】運用商品の理解



【企業年金連合会：2007年度 確定拠出年金に関する実態調査（第2回）報告書】

【図表Ⅱ－11】毎月の掛金額



【企業年金連合会：2007年度 確定拠出年金に関する実態調査（第2回）報告書】

運用商品の理解は、「全く分からない」12.3%、「ほとんど分からない」31.3%といった理解不足と考えられる層が半数を占める。また毎月の掛金額の理解も「全く分からない」が29.9%となっている。自己責任で自ら運用商品を購入し年金資産を増やしていくという制度にもかかわらず、投資に関する理解不足、無関

心であることがここでも明らかである。

資産運用の状況であるが、「企業年金連合会：2007年度 確定拠出年金に関する実態調査（第2回）報告書」によると「かなりうまくいっている」1.5%、「うまくいっている」28.9%といった運用好調層が40.4%に対し、「うまくいっていない」29.4%、「まったく分からない」40.2%といった結果であり、資産運用が不調である層と無関心である層が多く存在することが分かる。

6. 問題提起

上述のとおり、加入者の実態は、次の2つの層に大別されると考える。一つは、HPなどのサービス利用状況が低い、毎月の掛金額が全く分からない、資産運用状況がまったく分からないといった「DCに無関心な加入者」である。もう一つは、資産運用の状況がうまくいっておらず、投資のテクニックや考え方を求めている「投資に関する知識が不足している加入者」である。

DC制度は、加入者自身が自己責任のもと運用を行う必要があるものである。そのためにDC導入時研修や継続教育等の投資教育を通じ、運用指図を理解し、資産を適正に配分ができ、収益状況を把握できるよう投資教育を実施するものである。その結果、一人でも多くの「自己の責任で計画的に運用を行える加入者」に育成することをDC制度は目指しており、この加入者像が「理想の加入者」の姿である。

多くの調査から、現状は、「DCに無関心な加入者」および「投資に関する知識が不足している加入者」と、「理想の加入者」の姿に大きなギャップが存在し、このギャップが、目指すべく健全なDC制度を揺るがしかねないものであり、これを埋めることがDC制度を運営していく上で最大の課題であると考えられる。

第三章 解決策の検討

前章においては、「理想の加入者」と「現状の加入者」ではギャップがあるという問題提起をしたが、本章ではそのギャップに関してWEBサービスの点から具体的な解決策を検討していく。

1. 解決策の方向性

(1) 課題対象の加入者

現状の加入者は大きく2つのタイプに分類できると考えられる。

a. 無関心層

DC制度に関心がなく、提供されているWEBサービスも利用していない加入者

b. 運用知識不足層

DC制度に関心があり、WEBサービスも利用しているが、運用がうまくいっていない加入者

その他にも運用が上手くいっている加入者などもいるが、そのような加入者は投資教育が十分なされていると考え、上記2タイプの加入者に対しそれぞれの特徴を整理し解決策を検討していく。

(2) 「無関心層」の特徴

それぞれの特徴を、順を追って検討していくこととする

まず、「a. 無関心層」であるが、WEBサービスを知らないということが問題点に挙げられる。

WEBサービスには「DCとは何か？」というコンテンツから始まり、投資に関するeラーニング等、関心を持たせるためのサービスが存在する。しかしながらコンテンツを知らないがゆえに、関心を持ってない加入者は多く存在すると考えられる。「DCとはこんな制度だ」・「こんな投資方法をすれば失敗しにくい」というような事がWEBサービスを知る事で理解できれば、DCへの関心を大いに高めることができる。関心を持たせる事は難しい課題であるが、まずはWEBサービスを知ってもらう。すなわちWEBサービスへ引き込むという事が第一の解決策と考えた。

(3) 「運用知識不足層」の特徴

「b. 運用知識不足層」であるが、これらの加入者はWEB利用するにも関わらず、運用が思うような結果になっていないという事なので、現在のWEBサービスではサポートが不十分ではないかと考えられる。すなわち、現在実装しているWEBサービスより優れたサービスが求められていると考えられる。

尚、WEBサービスは充実していると前述したが、当然サービスレベルアップの余地はあるため、それについてもあわせて検討したい。

2. WEB引き込み策の立案

(1) eメールによるWEBへの引き込み策

無関心層に対する解決方針として、「WEBへの引き込み」が有効であることを前述した。

その具体的な解決策の立案にあたり、まず前提として、現在の加入者WEBサービスには既に投資教育に関するツールが十分揃っている事を挙げておく。これは前章にて記載した各運営管理機関の実施内容より多岐に渡るツールが考えられていた事からなる。

以降、この前提に基づき解決策について述べていく。

a. 手段の検討

WEBへ引き込むためには、WEBサービスの存在を周知させる必要があり、その手段としては、「FAX」・「郵便等の配布物」・「eメール」など様々な手段が考えられる。その中で最も効果的な手段は、WEBとの連携性が高いeメールであると考えられる。eメールであればメール内のリンクを押下するだけでWEBサイトへ引き込むことができる。FAXや郵便と比較し、より迅速に加入者へ送付することが可能である。そ

に加えて e メールは今や非常に身近なツールとなっており、携帯電話への送信も可能であるため、ほぼ全ての加入者に連絡を行うことができる。

上記理由より、WEBへの引き込み手段としては、eメールが最も効果的と判断した。

b. eメールの送信対象者

eメールは容易に送信が可能であるが、無条件に加入者全員に送信すべきものでもない。今回の解決策は、WEBサイトの存在を示すことが第一の目的であるため、日頃からWEBサイトを活用している加入者にとってはこのようなeメールは煩わしい印象を与えかねない。そのため、eメールを送信する対象者は限られた加入者のみに行うことが必要である。

解決策のターゲットは無関心層、すなわちWEBサイトの利用や資産運用をしていない加入者としているため、送信対象者は次に該当する加入者が望ましいと考える。

- ①WEBサイトを一定期間全く利用していない加入者
- ②運用指図（スイッチング・配分変更）を一定期間行っていない加入者

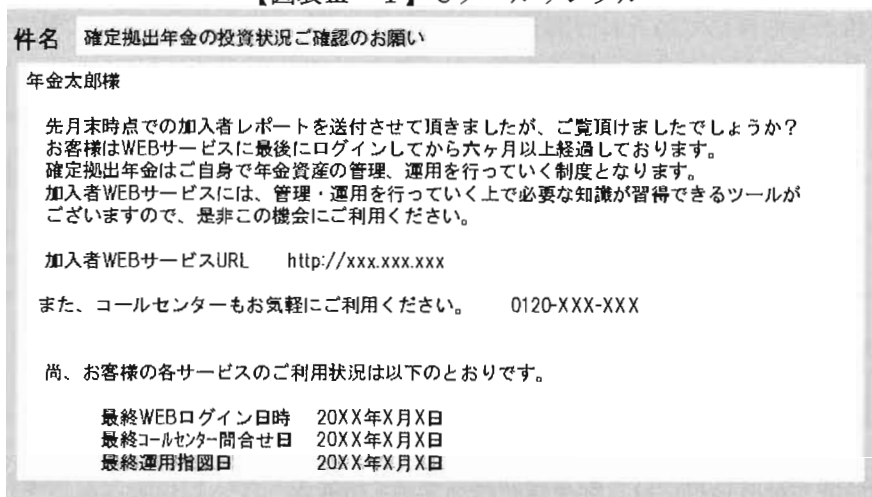
c. eメールの送信タイミングと記載内容

eメールの送信タイミングも頻繁であればこれもまた、煩わしさを与えかねない。送信タイミングとしては、半年に1度が望ましいと考える。なぜなら、他の既存サービスによる配布物がおおよそ半年に1度となっているからである。同タイミングでの送信が最も煩わしさを与えない手段と考える。また、記載内容としては、以下項目を記載し、加入者WEBサイトへの引き込みを行うと共に、WEBサイトそのものの存在を認識させる。

- ①WEBサイトへのURL
- ②WEBサイト最終利用日
- ③最終運用指図日

eメールの案内例としては、次のようなイメージを作成した。このようなeメールを無関心層へ送信する事で、WEBサイトの利用率向上が図れると考える。これがWEBへの引き込み手段として立案した解決策である。【図表Ⅲ-1】

【図表Ⅲ-1】 eメールサンプル



(2) 年代別WEBサイトの関心の促進

無関心層に対する問題点として、「WEBサイトが分かりにくい・関心を持ちにくい」という事も推定される。これに対する解決策についても立案する。

まず上記問題点が存在する理由として、2つの要因が考えられる。

一つは、WEBサイトが全加入者共通となっており、抽象的な記載内容になっている事である。DC加入者の多くは、20代～50代まで幅広い層が存在する。各年代によって運用期間・資産残高等が異なるため、運用方法も異なる場合が多い。各年代の運用方法に合わせたアドバイスなど、本来はそれぞれ異なる記載内

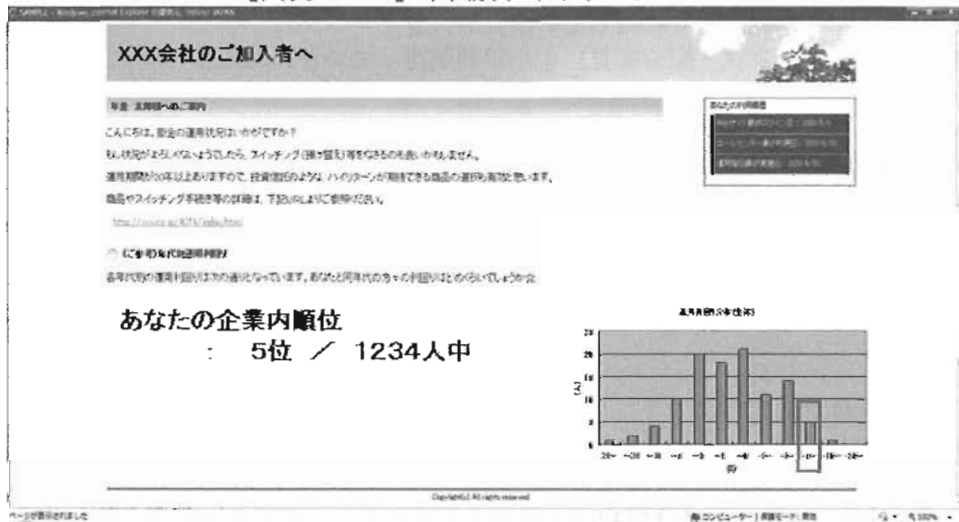
容になっている事が望ましいが、現状はそうはなっていない。

もう一つは、運用実績について自身の分しか明示されていない事である。DCへの関心を強くさせるには、他者と比較した運用実績を記載する事も必要ではないかと考える。高校での学力テストにも見られるように、学問に関心・やる気を強くさせるためには、他者との順位比較をさせる事が効果的である。現状は自身の運用実績のみの記載となっているため、他者との比較といった観点からの関心の促進は図れていない。

上記2つの要因に対する解決策としては、各年代に合わせたページを用意する事、そしてそのページ上に他者との運用実績の比較結果を明示する事が効果的であると考える。

そのページの一例として、次のような画面イメージを考える。年代別のページを用意し、より関心を持たせるページとする事でWEBの利用向上が図れると考える。これがWEBサイトの改善として立案した解決策である。【図表Ⅲ-2】

【図表Ⅲ-2】年代別サイトサンプル



3. WEBコンテンツ充実

ここでは、解決策の方向性にて加入者の実態として示した課題「運用成績向上」に対応する施策として、以下の4つのWEBコンテンツ充実策を提言する。

課題	WEBコンテンツ充実策
運用成績向上	「DC、DB年金資産残高表示」および「将来運用予想結果表示」機能
	「推奨商品バランス自動提示」および「個別アドバイス」機能
	「DC資産配分バランス状況通知」機能
	「バーチャル投資」機能

以下に各充実策の“ねらい”と想定される主な機能要件について解説する。

(1) 「DC、DB年金資産残高表示」および「将来運用予想結果表示」機能

課題解決に向け、まずは「DC、DB年金資産残高表示」機能として、DCのみならずDBも含めて、加入者の現時点における総年金資産残高状況を一目で把握できる機能が必要であると考え。加入者WEBサイトにDBを含む総退職資産残高に占めるDCの割合を示した上で、DCの運用状況についてグラフを用いて視覚的にわかりやすい情報として提供する事を想定する。

また、「将来運用予想結果表示」機能では、長期間に渡る資産運用シミュレーション機能を構築し、DCの想定利回りによる運用結果と、各加入者がこれまでのDC収益率を今後とも継続した場合の運用結果を対照的にWEBサイトに表示する。これにより、将来の具体的な受け取り額の差を加入者に認識させ、早い段階での運用方法の修正や検討を促す事を目的とする。

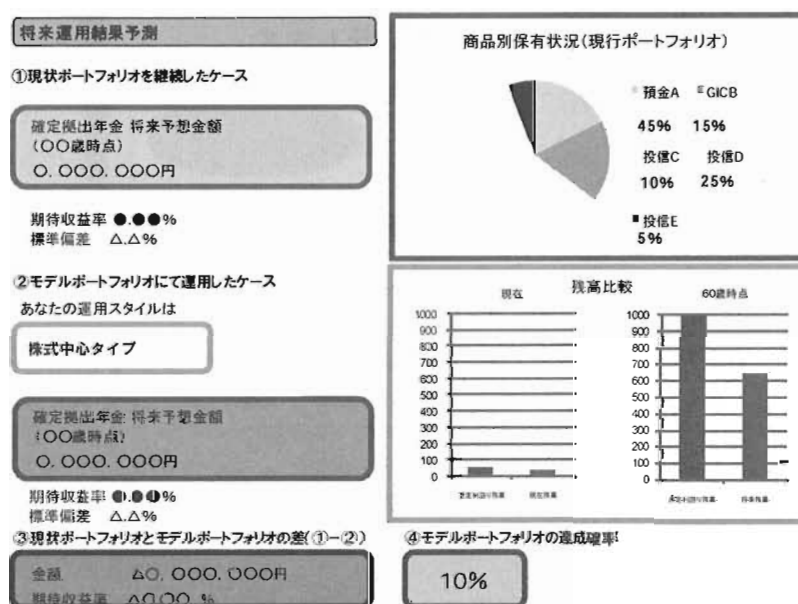
a. 「DC、DB資産残高表示」機能要件

- ・ DCの運営管理機関、DBの受託信託銀行より時価残高データを受領し、システム内にて平行して各残高情報を表示する機能
- ・ DCとDBの残高データを元に、円グラフで各資産比率を提示する機能
- ・ DCの商品別保有資産割合を円グラフ表示する機能
- ・ DCの評価損益率や想定利回りを表示する機能

b. 「将来運用予想結果表示」機能要件（【図表Ⅲ－3】）

- ・ DCの想定利回りを達成する可能性の高いモデルポートフォリオを提示する機能
- ・ 提示したモデルポートフォリオにおける期待収益率や標準偏差を表示する機能
- ・ 現状の加入者資産残高ポートフォリオと提示したモデルポートフォリオの夫々にて、長期運用シミュレーションにより運用予想結果金額を算出する機能
 - ・ 算出した各予想運用結果金額ならびに、その差額をWEBサイト上にて提示する機能

【図表Ⅲ－3】「将来運用予想結果表示」機能の画面イメージ



(2) 「推奨商品バランス自動提示」および「個別アドバイス」機能

「第Ⅱ章 5. 加入者の実態」にて示したとおり、加入者の運用成績低迷の原因としては、「運用に関する関心が低い」、「HP等をほとんど利用しない」といった事が挙げられる。しかしながら加入者はそのような状況に満足しているわけではなく、そのような加入者でも「投資テクニック」は知りたいといったニーズは持っている。そこで、加入者の運用成績向上を狙ったWEBコンテンツとして、本機能が有効であると考える。

「推奨商品バランス自動提示」機能は加入者毎に自動的に推奨商品バランスをWEB上で自動提示する機能を想定している。既にいくつかの運営管理機関では、運用の嗜好を判断するための質問をWEBサイト上に事前に準備しておき、加入者がそれに回答する事により、推奨アセットクラスバランスを提示するという機能を準備している。しかし、質問への回答といったアクション自体が加入者の負荷になっている事が容易に想像できる。このため、あくまでも、加入者に関する個人属性や、過去の運用状況等から、自動的に推奨アセットクラスバランスを提示する機能が有効であると考えられる。

さらにその発展系「個別アドバイス」機能として、自動的に提示された内容では満足のかない加入者向けに、WEBページ経由にて運用アドバイザーにオンラインで直接アセットクラスバランスに関する質問やアドバイスを求める事ができるチャット機能を追加する事が有効であると考えられる。

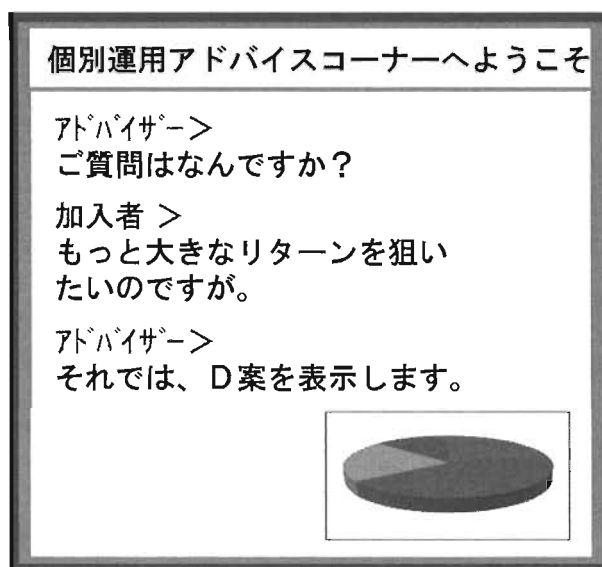
a. 「推奨商品バランス自動提示」機能要件

- ・ 加入者の属性や投資行動を自動収集し分析する機能
- ・ 分析結果を元に、退職時想定受取額に到達するための、推奨商品バランスを数種類提示する機能

b. 「個別アドバイス」機能要件（【図表Ⅲ－４】）

- ・推奨商品バランスが提示されるWEBページの別ウィンドウとして加入者と運用アドバイザーの双方がチャット画面を経由して、提示済みバランスの個別カスタマイズを検討することが出来る機能

【図表Ⅲ－４】「個別アドバイス機能」の画面イメージ



(3) 「資産配分バランス状況通知」機能

前述の推奨商品バランスに従って資産配分したものの、その後、ポートフォリオを構成する各資産価値が不均衡に変動する事により配分バランスが変化していく事が一般的である。それにより、想定していたパフォーマンスに到達できなくなる事が推定される。そこで、本機能はポートフォリオを構成する各運用商品の資産割合が許容範囲を超えて変動してしまった場合、機械的にeメール経由にて加入者に状況を通知し、リバランス等の投資行動を促すきっかけを提供することを目的とした機能である。

a. 「資産配分バランス状況通知」機能要件

- ・DC資産ポートフォリオを構成する各運用商品残高の配分割合として、加入者が許容できる範囲をあらかじめシステムに登録しておける機能
- ・運用商品の日次時価評価残高処理実施後、各運用商品の配分割合が加入者指定の許容範囲を超過していないかチェックする機能
- ・配分割合許容範囲チェック後、特定資産の残高割合が指定された許容範囲を超過していた場合、事前登録された加入者のeメールアドレスへ残高バランスの見直しを促すメール（【図表Ⅲ－５】）を送信する機能

【図表Ⅲ－５】リバランス催促eメールサンプル

件名 資産配分許容範囲超過のご連絡

年金太郎様

○月○日に、年金太郎様にて、商品バランスおよび資産配分変動許容範囲値を設定いただきました。

○月○日時点にて、商品Aが資産配分変動許容値を越えましたのでご連絡します。

商品Aの資産配分：30%

商品Aの資産配分変動値：10%

資産配分変更許容値を超えますと、当初期待した収益と資産リスクのバランスが崩れることを指します。これを機に、商品バランスの見直しをお勧めします。

(4) 「バーチャル投資」機能

本機能は「投資経験の乏しい加入者にとって、投資自体が敷居の高い行為となっており、自らの資産を変動性商品に配分する事に対して、過度な警戒心を抱いてしまっている可能性がある」という事を前提に検討した機能である。DCの導入研修を通じて投資や変動性商品に対する知識はあるものの、過去に実経験がない事により、過度に保守的になりすぎている加入者が一定割合存在している事が考えられる。このことより、本番のDC加入者サイトと同様の条件ではあるものの、実際の個人資産の移動を伴わない仮想WEBサイトを提供する。ゲーム感覚で気軽に資産運用体験できる機会を創出する事で、変動性商品の特徴や長期運用のメリットを仮想環境における実感として体感させる事を目的としている。また、本機能を気軽に利用可能にする事で、DC制度自体への理解を促進する事も可能になると考えられる。

a. 「バーチャル投資」機能要件

- ・バーチャルDC投資サイトの利用希望者にオンラインでID、PWを随時発行する機能
- ・残高や元本、月額拠出額を本番サイトと同じ値で利用者が設定できる機能
- ・本番サイト同様にバーチャル資産の時価残高を日次算出する機能
- ・仮想投資結果に伴い、参加者の利回り実績順位を定期的にランキング表示し、ランキング結果をポイント換算する等、参加者の興味を引くためのゲーム的機能

4. 効果測定

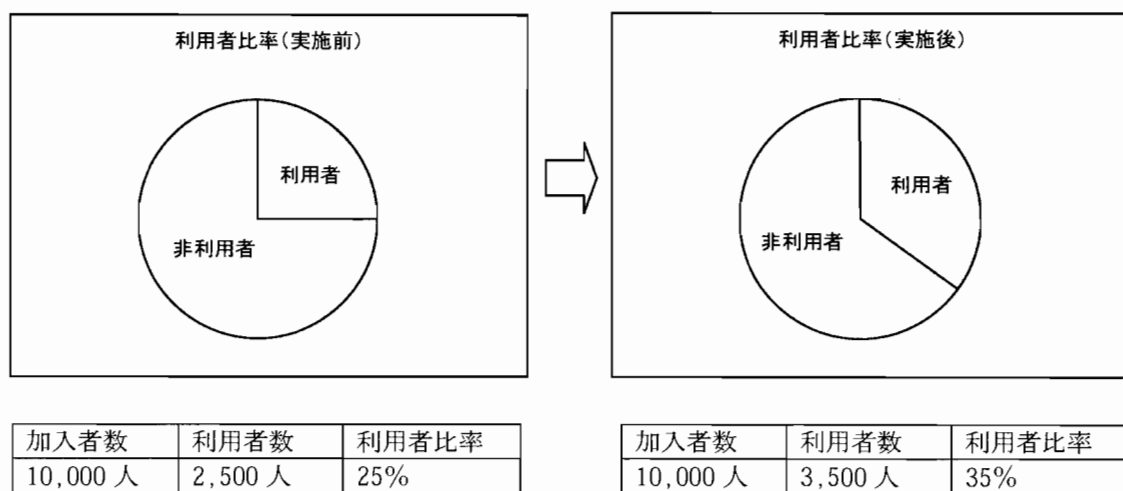
WEBへの引き込み策とコンテンツ充実策の効果測定について検討する。

下記のような分析から算出された比率や回数の変動を測定し、WEBへの引き込み策とコンテンツ充実策の投資行動見直しへの影響分析する。

(1) WEBサービス利用者比率

WEBサービスの利用頻度調査を実施する。具体的には、WEBサービスを1回でも利用したことのある加入者等の人数比率を計測する。計測するためには、ログイン数のみで計測するのではなく、加入者ごとにログインした数を利用者数としてカウントして、利用者率を測定する。([図表Ⅲ-6])

【図表Ⅲ-6】WEBサービス利用者比率イメージ

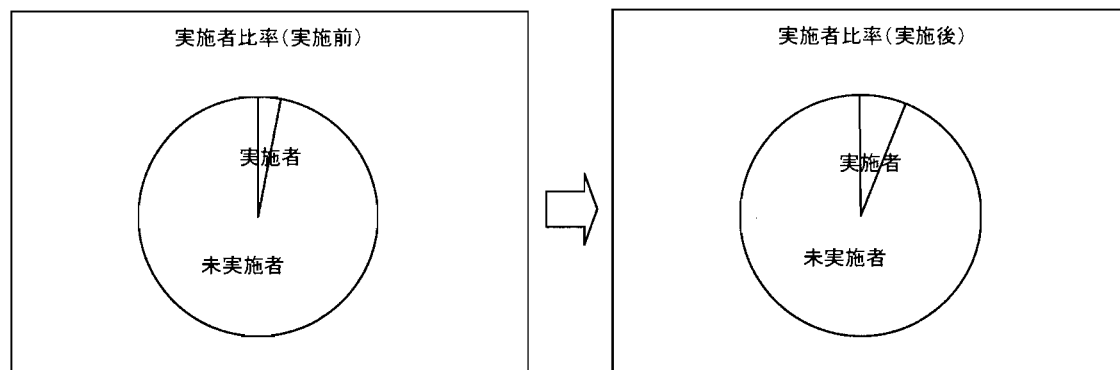


このように利用者比率が上がれば、WEB引込みの効果があつたと捉えることができる。

(2) スイッチング実施者比率

ある期間にスイッチングを1回でも実施したことのある加入者比率を計測する。計測するためには、スイッチング回数で計測するのではなく、加入者ごとにスイッチングした加入者数をカウントして、スイッチング実施者比率を測定する。([図表Ⅲ-7])

【図表Ⅲ－7】スイッチング実施者比率イメージ



加入者数	SW 実施者	実施者比率
10,000 人	300 人	3%

加入者数	SW 実施者	実施者比率
10,000 人	600 人	6%

このようにスイッチング実施者比率があがれば、WEB 引込みおよびコンテンツ充実の効果があつたと捉えることができる。

(3) スイッチング平均回数

ある期間で 1 人あたりのスイッチング平均回数を計測する。

単純にスイッチング回数を合計して、スイッチング実施者数で除すことにより 1 人あたりのスイッチング回数を測定する。【図表Ⅲ－8】

【図表Ⅲ－8】スイッチング平均回数イメージ

SW 回数	SW 実施者	一人当たり平均
1,000 回	300 人	3.33 回

SW 回数	SW 実施者	一人当たり平均
2,500 回	600 人	4.17 回

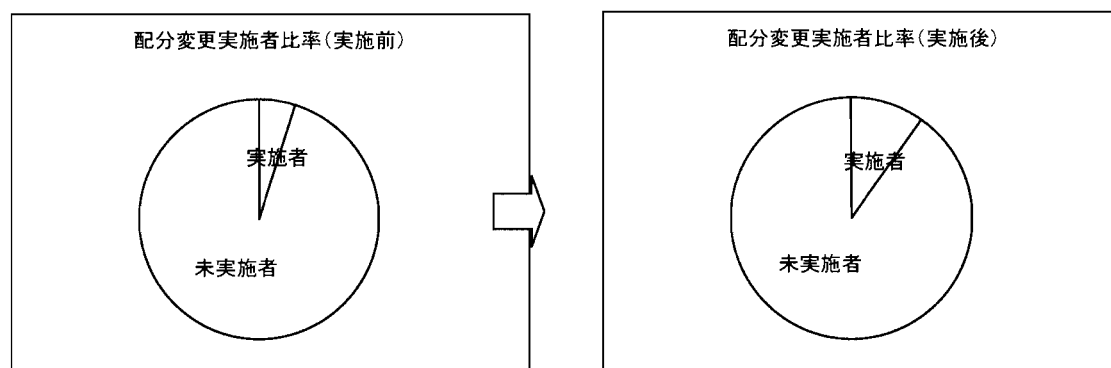
このように 1 人あたりのスイッチング回数が増加すれば、コンテンツ充実の効果があつたと捉えることができる。

(4) 商品別配分変更実施者比率

ある期間に商品別配分変更を 1 回でも実施したことのある加入者比率を計測する。

計測条件は、配分変更回数で計測するのではなく、ユニークな口座番号で配分変更した加入者数をカウントして、配分変更実施者比率を測定する。【図表Ⅲ－9】

【図表Ⅲ－9】商品別配分変更実施者比率イメージ



加入者数	配分変更実施者	実施者比率
10,000 人	500 人	5%

加入者数	配分変更実施者	実施者比率
10,000 人	1,000 人	10%

このようにスイッチング実施者比率があがれば、WEB 引込みおよびコンテンツ充実の効果があつたことになる。

(5) 商品別配分変更平均回数

ある期間で1人あたりの配分変更平均回数を計測する。
単純に配分変更回数を合計して、配分変更実施者数で除すことにより1人あたりの配分変更回数を測定する。【図表Ⅲ-10】

【図表Ⅲ-10】商品別配分変更平均回数イメージ

配分変更回数	配分変更実施者	一人当たり平均	配分変更回数	配分変更実施者	一人当たり平均
1,000回	300人	3.33回	2,500回	600人	4.17回

このように1人当たりのスイッチング回数が増加すれば、コンテンツ充実の効果があつたととらえることができる。

効果測定の結果、効果が得られない場合は、アンケートなどを実施することで加入者の要望を反映し、より使いやすいWEBサービスを提供していくことが望ましい。

第IV章 まとめ

原則として確定拠出年金制度の特徴は「加入者が自己責任の下、年金資産を自ら運用し、その成果が自分のものとなる」ことにある。

しかし、うまく機能しているとはいえない現状より、投資教育の重要性を提案した。

本研究グループメンバーの所属企業が運用関連ならびに記録関連の運営管理機関である事より、日本アクチュアリー会 IT 研究会の趣旨に符合して最後は制度提供サイドからの体系的な側面からの支援策を提示した。本課題について、加入者は言うまでもなく、事業主や法制度当局も含めた全関係者の協力が不可欠であると考え。また、運用は将来に渡り継続される事もあり、すぐに決定的な解決策が見つかるようなものではない。

しかし、確定拠出年金制度における運営管理機関は、加入者のニーズを直接汲み取ることができる立場にある。また、そこで見出された課題や蓄積された経験を加入者や事業主の立場に立ち、解決案を提示出来るのも運営管理機関であるともいえ、その意味ではすでに加入者向けサービスの中心となっているWEBなどITシステムをより優れたツールとして提供することによって運営管理機関はその役割の重要性を増すことができる。と考える。

全ての関係者がそれぞれの立場より継続的に取り組む事が制度の発展には不可欠であると考え。

付録 韓国DC調査報告

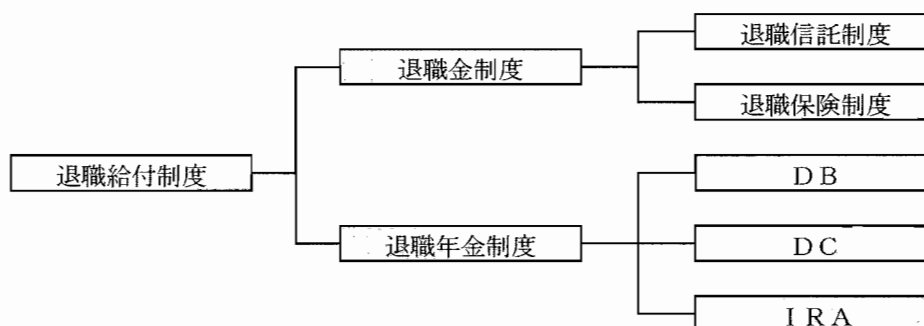
ここでは、韓国の確定拠出年金（以下、韓国DC）の現地調査を行なった内容について記載する。現地調査の日程および訪問先については下記の通りである。

- ・訪問日程 2009年11月18日～20日
- ・訪問先 記録関連運営管理機関（以下RK）や加入者投資教育システム開発ベンダー等の合計5社を訪問

1. 韓国DCの位置付け

韓国DCは、公的年金のスリム化を背景に、国民の老後資産保護を目的に掲げ、退職年金制度の一部として、2005年12月に制度を開始した。退職年金制度は、従来からの退職金制度を代替する位置付けであり、退職金制度は、中間精算（勤続期間中に、過去分の退職金を一時金として受給できる制度）を可能としていることなど、老後資産保護の観点が弱い。そのため、退職金制度は、2010年12月末に廃止予定であり、退職金制度から退職年金制度へのシフトチェンジが進みつつある。退職年金制度は、退職金制度からの流れを受け、現在の退職年金制度は、DBが中心となっている。DBが中心となっている背景として、韓国では労働組合の影響力が非常に強く、手厚い加入者保護が求められるという側面が上げられる。（【図表付録-1】【図表付録-2】）

【図表付録-1】韓国の退職年金制度の位置付け



※IRA・・・個人特別口座。通算装置として設けられた制度。

【図表付録-2】加入者数の状況（現地でヒアリング）

DB	DC	IRA	合計
90万人	45万人	15万人	150万人

※2009年11月現在

2. 制度の概要

(1) 韓国DCの特徴

日本のDCを参考にしているため、日本のDCと非常に類似している。ただし、退職年金制度の導入初期であり、加入者の知識不足を考慮した制度設計になっているため、リスク性商品への厳しい投資制限や投資教育の責務の厳格管理等、一部、日本のDCとの差異が見受けられる。（【図表付録-3】）

【図表付録-3】韓国DCの制度概要

	韓国	日本との差異
法令	勤労者退職給与保障法（2005年12月施行） ⇒現在法改正案を国会提出済（詳細次ページ）	韓国ではDB・DC・IRAが同一の法令に纏められている。
投資教育の責務	勤労者の老後財源を確保することを目的に、事業主は毎年1回以上、加入者教育を行ない、報告することが義務付けられている。 ・拠出金に関する事項（金額・納付時期等） ・加入者別運用状況 ・商品のリスク・リターンに関する事項 ・年齢等を考慮した老後設計の重要性に関する事項	日本の場合、投資教育は努力義務と定義されている。
投資の制限	リスク性資産に対する投資制限があり、投資信託に関しては、株式の組入比率が40%以下のファンドに限り投資が認められる。 ⇒導入初期であり、従業員の資産運用の経験が乏しい点を考慮している。	日本には加入者に対する投資制限はない。
マッチング拠出	既に可能であるが、税制優遇（所得控除）が個人年金の負担額と合計で300万ウォンまでのために、あまり利用されていない。	日本はマッチング拠出未対応。今後の法改正で可能になる見込み。
ポータビリティ	転職時に既存の積立金をIRAに強制的に移転する。	日本のDCの個人型にあたる制度は存在しない。韓国ではIRAを通算装置として設けている。
税制	運用時は非課税で、給付時に課税される。税制の優遇を受けるためには一時金ではなく、5年以上の年金として受け取る必要がある。 企業は掛金を損金として計上できる。	日本では一時金の場合にも税制優遇を受けることができる。
給付の要件	55歳時に10年の加入者期間がある場合に支給が可能。	日本の場合、基本的に60歳時に10年の加入者期間があれば、支給が認められる。

(2) 制度普及の状況

退職年金制度全体で当初の想定より、普及が伸び悩んでいる状況である。退職年金制度全体の総資産は、2009年11月時点で9兆1000億ウォン（約0.73兆円）であり、導入当初に予測されていた30兆ウォン（約2.4兆円）～40兆ウォン（約3.2兆円）を大きく下回る。現状の課題として、制度が未熟なため市場ニーズとの不適合や加入者メリットの不足等が挙げられる。

(3) 法改正の動向

制度普及や制度の安定運営のため、大々的な法改正を予定している。現在、国会提出済みであり、2010年4月施行を予定している。特に、制度普及に向けて、導入の義務付けの強化や中小企業にとっての導入のしやすさの向上を狙った法改正を予定している。（【図表付録-4】）

【図表付録-4】法改正の概要

大分類	小分類	改正内容	目的
制度の普及	導入義務の強化	新設企業に対する退職年金（DB・DC・IRA）の導入の義務付け	退職年金制度の普及
	マーケットニーズとの適合	自営業者のDC加入の容認（個人型DCの導入）	リーマンショック後に退職して自営業者になる人が多いことに対する対応
		総合型の容認	規約の作成負荷の軽減 中小企業への制度普及の措置
		加入者のDBとDCの同時加入の容認	自由な制度設計を行えるようにする対応
	加入者メリットの拡充	投資制限の見直し ⇒現状は、ファンド毎に株式の組入比率を40%以下に制限しているが、改正後は、加入者毎に株式の組入比率を40%に制限するよう変更する。	加入者の投資の許容度を広げる対応
DC→個人型DCの現物移換 ⇒同一の運営管理機関内の現物移換を想定。将来的には異なる運営管理機関間でも現物移換を行なうことを想定している。但し、実現の可能性は低い。		移換時の商品の現金化を抑止し、継続的に運用を行えるようにするための措置	
制度運営の安定	投資教育義務の強化	投資教育の罰則の明確化	投資教育の義務が一部で形骸化されていることへの処置

3. プレーヤーの動向

(1) 運営管理機関の登録状況

2009年9月時点で運営管理機関は54社であり、内訳は銀行15社、証券会社17社、保険会社22社となっている。DC市場のシェアは、銀行の残高が63%を占めている状況である。また、業態別に見た退職年金制度全体におけるDCの残高の状況は、銀行が43%、証券会社が53%、保険会社が23%になっている。保険業界のDCの割合が低い理由として、既存の退職保険制度の延長でDBを中心に営業を行ったことが挙げられる。

(2) プレーヤーをめぐる特徴と動向

a. バンドル型が中心

韓国では、信託銀行がなく、銀行・証券会社・保険会社が資産管理機関を行なうことができるために運営管理機関と資産管理機関を同一にするバンドル型が一般的である。

b. 独自RKへの流れ

制度発足当初は、銀行業界・証券業界・保険業界がそれぞれ別々に共同RKを利用していた。しかし共同RKでは、意思決定に時間を要し、個社のニーズを反映することが困難であることから見直しが行なわれ、現在では独自RKが主流になっている。2009年9月現在で共同RKの利用は26社であり、独自RKの利用は28社となっている。

c. 運営管理機関の契約スキーム

企業は複数の運営管理機関と契約することが可能である。従業員は複数の運営管理機関との契約がある場合そのうちの1社を選定し、途中でサービス状況や運用利回りを考慮して運営管理機関を変更することも可能である。従い、導入後も運営管理機関同士の競争が続く。

4. 加入者投資教育とシステム活用の状況

ここまで韓国DCの制度面等について触れてきたが、最後に今回の現地調査の主目的である韓国の加入者投資教育の現状について報告する。

(1) 背景

韓国と日本における加入者投資教育の比較を行うにあたっては、まずその背景に目を向ける必要があり、前述のとおり日本と異なる背景として次の2点が挙げられる。

a. 法的根拠

韓国では、退職年金制度の正しい制度運用および投資に関する理解を助けるために、事業主は法律（勤労者退職給与保障法）にて、退職年金加入者に対して年1回の投資教育を行なうことおよび実施状況に関する当局向けの報告が義務付けられている。（日本は実施が努力義務とされている。）

b. 継続的な加入者獲得競争

企業は複数の運営管理機関との契約が可能であるため、加入者は自社のDCに加入するにあたり、複数の運営管理機関の中から1社を選択することになる。従って、運営管理機関は制度導入後も加入者獲得、他運営管への乗り換え防御のために加入者に対し継続的に質の高いサービス提供を行っていく必要がある。（日本では、企業は運営管理機関1社と契約。）

このような背景があるため、加入者投資教育は自ずと質の高いものが求められ、事業主から教育実施の委託を受けている運営管理機関も、その要望に応えるべく加入者投資教育のブラッシュアップを進めている。

(2) 加入者投資教育方法の現状

次に、加入者投資教育の方法であるが、2009年11月現在、実に運営管理機関の96.2%が「WEBによるオンライン教育サービス」を提供しており、集合研修やCD等の媒体による教育を実施しているのは3.8%のみとなっている。

一方、本研究グループの論文本編にも記載の通り、日本のDCにおける継続教育では集合研修の実施が70%を超えており、加入者の80%近くが加入者向けWEBサービスを全く利用していないという調査結果が出ている（企業年金連合会2007年度確定拠出年金に関する実態調査より）。

まさに両国の投資教育方法は、全く対照的な状況にあると言えるが、韓国で「WEBによるオンライン教育サービス」が主流となっている理由としては、前述の法定教育について受講履歴管理や当局への報告が容易な方法が支持されるということが挙げられる。また、韓国は社会的なインターネット環境の普及率が高く、国民全世代においてWEB利用に慣れ親しんでいるということも一因である。

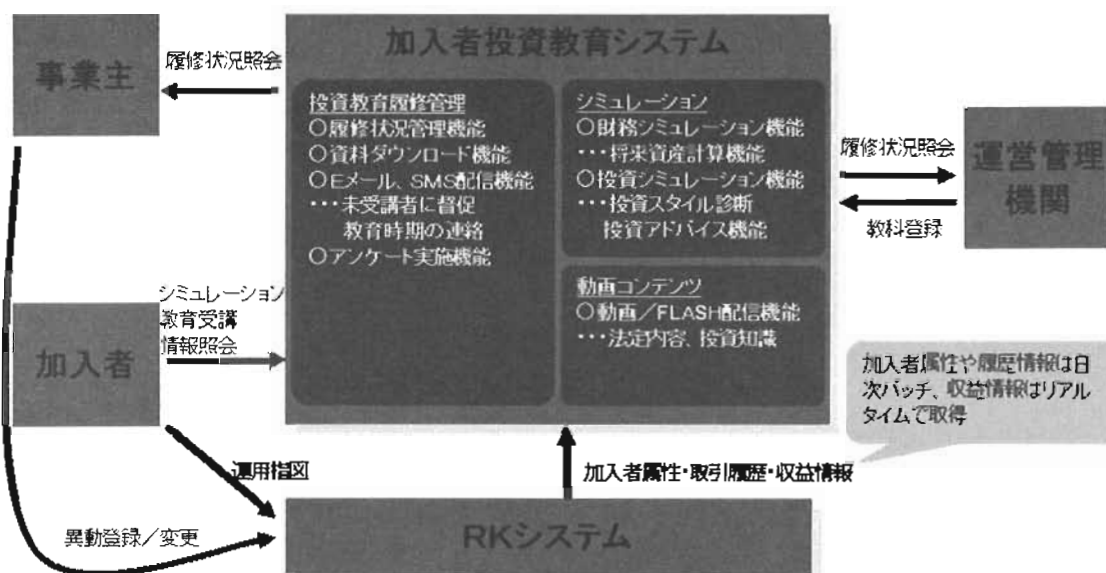
(3) 加入者投資教育システム構成の概要

それでは、韓国DCにおけるWEBオンライン教育サービスを支える「加入者投資教育システム」のシステム構成はどのようになっているのか。最も特徴的な点として、「RKシステム」で保有している各加入者の運用に関する取引履歴や収益率といったデータが日次バッチ処理やリアルタイムで「加入者投資教育システム」に取り込まれ、活用できるようになっている点が挙げられる。（【図表付録-5】）

この背景には、前述した韓国と日本におけるDC運営プレーヤーの形態の相違が大きく影響している。すなわち韓国では、「加入者投資教育システム」に加えて「RKシステム」も自社で保有している運営管理機関が過半数を超えているため、「RKシステム」で保有している各加入者の運用に関するデータの入手・活用が日本よりも容易になっているのである。

これにより、加入者投資教育システムで提供できるサービスの幅も広がっているが、それについては、次項で説明することとしたい。

【図表付録-5】韓国DC 加入者投資教育システム構成イメージ



(4) 加入者投資教育システムの特徴

加入者教育システムの基本機能は、「財務・投資シミュレーション」、「動画コンテンツによる法定教育やその他投資教育」、「投資教育履修管理」の3点からなり、加入者は専用WEBサイトにアクセスして利用する。なお、利用する運営管理機関や企業によって、シミュレーション機能や動画の見せ方はカスタマイズされる。

各機能は、総じて加入者の使い勝手が良い作りになっている印象であり、下表のように日本の一般的な加入者投資教育システムではあまり見られないサービスも提供されている。(【図表付録-6】)

【図表付録-6】韓国DC 加入者投資教育システムの特徴

特徴	内容
シミュレーション	シミュレーションに必要な数値の入力はパラメーターバーで選択することが可能であり操作性に優れている。 シミュレーションの結果は入力画面と同一画面に表示され、パラメーターバーの動きに合わせて、リアルタイムにストレスなく結果表示が行なえる。
投資アドバイス	RKシステムからのデータ取得により、同一プラン内の性別・年代が同類の加入者のポートフォリオを運用実績別に表示し、自身のポートフォリオと比較することが行なえる。
動画コンテンツ	回線の容量に影響せずにFLASHアニメーションとビデオ動画の配信を行なえる。加入者の時間的制約を考慮し、一単元は10分程度で完結するように作成されている。 動画以外の受講方法も準備されており、動画で教育を受講する時間がない加入者は、WEBサイト上で「資料のみダウンロード閲覧」や「資料のEメール送信」といった受講方法から希望するものを選択できるようになっている。
履修状況管理	加入者ごとに教育の履修状況の管理が行える。 また、投資教育の未受講者に対して、eメールやSMS(ショートメッセージサービス。携帯電話による数十文字程度の短いメッセージを送受信する機能。)を配信し受講を促すことができる。

5. まとめ

韓国DCにおける加入者教育について、現地にて関係者にヒアリングを行い、実際に加入者投資教育システムを見てきた率直な感想は、「日本のそれと比較して機能が充実しており質が高い」というものであった。

その一方で、韓国DCのおかれている法的背景や加入者獲得競争の状況といった要素が、システムをより質の高いものへ導いているという関係にあることが垣間見えた。

現在、日本のDCにおける投資教育については、事業主の努力義務の実効性の強化が求められており、今後加入者獲得競争も一層激しくなってくることが予想される。このことから、韓国DCにおける加入者投資教育システムで用いられている加入者指向のシミュレーション機能や投資アドバイス機能等は、日本の加入者投資教育手法を考えていく上でも示唆に富んでいるものであると言えるだろう。

おわりに

加入者の投資行動の活発化に向けた投資教育のあり方およびシステムでの支援策をテーマに 1 年間活動してきた。確定拠出年金制度が導入されて 8 年余りが経過し、商品の品揃えも豊富になり、加入者も一定の投資知識なくしては運用することが難しくなっている。加入者に自身の年金の運用をしてもらうには、一定の投資知識を習得してもらうしかないのだが、研究をしていくうちに投資に関心をもってもらう難しさを痛感させられた。

この論文が加入者のために各関係機関がさまざまな投資教育を検討する際の参考になれば幸いである。

謝辞

アメリカの DC 事情についてレクチャーして頂いたみずほ信託銀行の小川貴史様、韓国の DC 事情についてレクチャーして頂いたニッセイ情報テクノロジーの加藤雅之様、飛松宏実様、韓国の DC 関連機関の皆様、そして様々な助言をして頂いた IT 委員の皆様に対し、心より御礼申し上げます。

参考文献

1. みずほフィナンシャルグループ確定拠出年金研究会
『企業のための確定拠出年金 これ一冊でわかる導入・運営実務のすべて』
東洋経済新報社 (2007 年 5 月)
2. 日本労働組合総連合会、NPO 法人 金融・年金問題教育普及ネットワーク
『労働組合のための退職金・企業年金制度移行対応ハンドブック 2010 年版』
日本労働組合総連合会 (2009 年 11 月)
3. 日本労働組合総連合会、NPO 法人 金融・年金問題教育普及ネットワーク
『ライフプランニングと企業年金の活用ハンドブック』
～企業年金制度の適切な運営と豊かなセカンドライフ設計～
日本労働組合総連合会 (2008 年 11 月)
4. 企業年金連合会
2007 年度 確定拠出年金に関する実態調査 (第 2 回) 報告書
5. NPO 法人確定拠出年金教育協会
確定拠出年金加入者の投資運用実態調査 (2008 年 5 月)
6. 確定拠出年金法、同施行令、同施行規則、同命令、同政令、同省令及び関係法令